

各 位

明石市障害福祉課長

更生訓練費の支給廃止について

平素は、明石市の福祉施策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、明石市において、生活保護受給者で就労移行支援、自立訓練利用者の負担軽減を図ることを目的に平成 7 年度より更生訓練費の支給を実施してきましたが、現状は就労継続のためのサポート体制も整っていることから、令和 7 年度からの新たな対象者への支給は廃止します。

今後は下記のとおり取り扱いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

記

- 1 内 容 令和 7 年 4 月以降に訓練を開始された方への支給は廃止します。
- 2 その他 上記の方の通所に係る交通費については、「明石市障害児(者)通園費」の助成対象となりますので、令和 7 年 6 月下旬頃から事業所を通じて申請をお願いいたします。

訓練開始日	更生訓練費	通園費	その他
令和 7 年 3 月末までに訓練を開始している人	○	×	訓練が終了するまで支給 通所に係る経費は、1 日上限 280 円として 通所した日数分を加算
令和 7 年 4 月以降、新たに訓練を開始した人	×	○	明石市障害児(者)通園費の対象 詳細はこちらから↓  https://www.city.akashi.lg.jp/fu/kushi/shougai_fu_ka/shiori/tsuuen-hi.html

【お問合せ先】

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号
明石市障害福祉課自立支援係
TEL 078-918-1344(直通)
FAX 078-918-5244
E-mail:shoufuku@city.akashi.lg.jp